

## 議案 2 榎原市地域公共交通会議規約の改正

榎原市地域公共交通会議規約の一部を改正する規約を次のように定める。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 地域公共交通の確保維持改善にかかる事業計画の策定に関する事項</p> <p>(2) 乗合旅客運送及び市が運営する有償運送の態様、料金等に関する事項</p> <p>(3) 広域的な運行に関する連携のあり方に関する事項</p> <p>(4) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに実施に関する協議及び連絡調整に関する事項</p> <p>(5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>(分科会)</p> <p>第6条 各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 地域公共交通の確保維持改善にかかる事業計画の策定に関する事項</p> <p>(2) 乗合旅客運送及び市が運営する有償運送の態様、<u>運賃及び料金(以下、「運賃等」という)</u>に関する事項</p> <p>(3) 広域的な運行に関する連携のあり方に関する事項</p> <p>(4) 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに実施に関する協議及び連絡調整に関する事項</p> <p>(5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>(分科会)</p> <p>第6条 <u>第2条</u>各号に掲げる事項について専門的な調査、検討<u>及び運賃等の協議</u>を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p>

付 則

(施行期日)

この規約は、令和6年1月30日から施行する。

理由

道路運送法第9条第4項及び第5項の改正に伴い、所要の改正を行うもの。